

## 平成 14 年 度

## 第 1 回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成 14 年 8 月 8 日 (木) 午後 3 時 ~

2 会 場 宇都宮市役所 14 A 会議室

## 3 出席委員

被保険者代表 福田 久美子 委員 塚原 毅繁 委員 大竹 清作 委員

増淵 昭一 委員 相澤 美知子 委員 村田 理枝 委員

保険医・ 中田 敏良 委員 星 紀彦 委員 天目 純生 委員

保険薬剤師代表 螺良 勉 委員 小林 豊 委員 菱沼 昌之 委員

公益代表 南木 清一 委員 今井 昭男 委員 篠崎 光男 委員

有馬 宏年 委員 山田 雅子 委員 峰岸 欣子 委員

被用者保険代表 根岸 悦雄 委員 岡村 通照 委員

(以上 20 名)

## 4 欠席委員

被保険者代表 齋藤 光司 委員

保険医代表 中田 功 委員

公益代表 藤枝 実 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員 (以上 4 名)

## 5 出席職員

市民生活部長 入江 隆三 市民生活部次長 関谷 寛二

国保年金課長 田中 亮 課長補佐 大嶋 幸夫

管理係長 落合 繁治 保険給付係長 戸田 悦夫

保 険 税 係 長	岡 田 英 二	収 納 係 長	高 瀬 秀 男
管 理 係 主 任	栃 木 邦 雄	管 理 係 主 事	山 口 多 賀 子
6 会 議 録 署 名 人	福 田 久 美 子 委 員	峰 岸 欣 子 委 員	( 議 長 指 名 )
7 付 議 事 項 及 び そ の 結 果			
報 告 第 1 号	平 成 1 3 年 度	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 の 決 算 状 況 に つ い て	
報 告 第 2 号	平 成 1 4 年 度	国 民 健 康 保 険 税 の 賦 課 状 況 に つ い て	
—— 事 務 局 よ り 説 明 ——			
( 開 会 午 後 3 時 )			
【 事 務 局 】 定 刻 と な り ま し た の で , た だ 今 か ら , 平 成 1 4 年 度 第 1 回 宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 を 開 催 い た し ま す 。			
ま ず 始 め に , 助 役 が 挨拶 を 申 し 上 げ ま す 。			
【 助 役 】 宇 都 宮 市 助 役 の 竹 原 で ご ざ い ま す 。 本 日 は 市 長 が 公 務 出 張 の た め , 代 わ り ま し て , 私 か ら ご 挨拶 を 申 し 上 げ ま す 。			
本 日 は 大 変 暑 い 中 , ま た , お 忙 し い 中 ご 出 席 を い た だ き ま し て 誠 に あ り が と う ご ざ い ま す 。			
さ て , わ が 国 は 現 在 , 世 界 に 例 を 見 な い 少 子 高 齢 化 社 会 と な っ て お り ま す 。			
こ の よ う な 中 , 国 民 の 「 安 心 」 と 生 活 の 「 安 定 」 を 支 え る 社 会 保 障 制 度 に つ き ま し て は , 将 来 に わ た っ て 持 続 可 能 で , 安 定 的 な も の に 再 構 築 し て い く こ と が 当 面 の 課 題 と な っ て お り ま す 。			
特 に 医 療 制 度 に つ き ま し て は , 国 民 皆 保 険 制 度 に よ り 世 界 有 数 の 長 寿 社 会 が 実 現 さ れ ま し た が , 急 速 な 高 齢 化 の 進 行 や 厳 し い 経 済 情 勢 な ど , 制 度 を 取 り 巻 く 環 境 が 大 き く 変 化 し て お り , こ れ ら の 変 化 に 対 応 し て い く た め に は , 制 度 の 抜 本 的 な 改 革 が 必 要			

であります。

このため、昨年末、政府・与党は診療報酬の引き下げや、高齢者医療制度の改革を骨子とする「医療制度改革大綱」を取りまとめ、先の通常国会におきまして、医療制度の改革法案の成立をみたところでございます。

今後はさらに、私どもが常々主張しております医療保険制度の一本化など、これからの時代におきましても、わが国の医療保障制度が安定的に発展するよう、制度の改革が期待されるところであります。

このように、国民健康保険を取り巻く状況が大きく変わろうとしている中、私どもも、山積する国保の課題解決に向け、今まで以上に、積極的に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

当運営協議会委員の皆様方におかれましても、国保制度の充実、強化に一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【事務局】 会議に入ります前に、この度は一部の委員の方が代わりましたことと、今年度初めての会議でございますので、委員の皆様方のご紹介と職員の紹介をさせていただきますと存じます。恐れ入りますが、自己紹介をお願いいたします。

まず、福田委員から、席の順をお願いいたします。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。

なお、本日は被保険者代表の齋藤委員、保険医・保険薬剤師代表の中田(功)委員、公益代表の藤枝委員、被用者保険代表の五月女委員につきましては欠席の連絡をいただいております。

続きまして、職員の紹介に移ります。

(職員自己紹介)

以上で委員の方々のご紹介と職員の紹介を終わります。

本日の会議は、去る5月31日に塩沢会長が辞職したことに伴い、現在、会長が不在となっております。会長不在の間は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長職務代理者であります山田委員に、会長が決まるまでの間、議長をお願いいたします。

(山田委員 議長席に着く)

【議長】 それでは、私が会長選出までの間、議長の役を勤めさせていただきます。

皆様方のご協力をお願いいたします。

早速、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

最初に、事務局から、定数の報告を求めます。

【事務局】 ご説明いたします。本協議会の定数は24名ですが、本日出席されている委員の方は20名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による半数以上の委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

【議長】 次に、会議録署名人の選出に移りますが、これは、宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、議長の外2名は、会議始めに議長が会議に諮り、決めるということになっておりますので、どのようにしたらよいか、お諮りいたします。

【委員】 (「議長一任」との発言あり)

【議長】 議長一任との発言がありましたので、議長一任とさせていただきますよろしいでしょうか。

【委員】 (「異議なし」との発言あり)

【議 長】 異議なしとの発言がありましたので、福田委員と峰岸委員にお願いいたします。

次に、会長の選出に移ります。事務局の説明を求めます。

【事務局】 お手元の資料1~2頁にございますように、宇都宮市国民健康保険規則第16条に、会長が辞職したときは、速やかに会長の選挙を行わなければならない、となっております。この場合、国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長は、公益を代表する委員の中から選挙で選ぶとされております。

また、宇都宮市国民健康保険規則第15条第1項の規定により、会長の選挙は、無記名投票をもって行い、有効投票の最多数をもって当選人とする、とされておりますが、同条第3項には、委員中異議がないときは、選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる、と規定されております。

従来、本市では、慣例によりまして、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところでありますので、今回も、この方法で選出していただければと、考えているところであります。よろしくお願いいたします。

【議 長】 お諮りいたします。

只今、事務局から説明がありましたように、指名推薦により、会長を選出することとしてよろしいでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」との発言あり）

【議 長】 異議なしとの発言がありましたので、指名推薦により会長を選出することと決しました。推薦をお願いいたします。

【塚原委員】 会長には、「今井委員」が、適任と思われまますので、「今井委員」を推薦いたします。

【議 長】 只今、塚原委員から、会長には「今井委員にお願いしては。」との意見があり

ましたが、いかがでしょうか。

【委員】（「異議なし」との発言あり）

【議長】 異議なしとの発言がありましたので、本協議会の会長には、「今井委員」と、決定いたします。

皆様方のご協力によりまして、新しい会長も無事に決定いたしました。

これをもちまして、議長職を降ろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】 山田委員，ありがとうございました。

それでは，只今，会長に選出されました，今井委員には，会長席にご着席のうえ，ご挨拶をお願いいたします。

（今井委員 会長席に着く）

【会長】 只今，会長にご指名をいただきました，今井でございます。

委員の皆様方には，お忙しい中，ご出席をいただき，感謝を申し上げる次第であります。

先程，助役の挨拶にもありましたように，国民健康保険を取り巻く環境は，極めて厳しいものがあります。

本市におきましても，最近の経済情勢を反映し，国民健康保険加入者は増加していますが，保険税の収納状況は低迷しておりまして，毎年，厳しい運営を強いられています。

このような中にありまして，市民の皆様方が安心して医療を受けられるよう，本協議会も，その機能を十分に発揮し，本市の国民健康保険事業が健全に運営できるよう，努力していく必要があるかと思っております。

委員の皆様方には，今後ともよろしく，ご支援，ご協力をお願い申し上げまして，

簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。なお、助役には所用がありますので、ここで退席させていただきます。

本会議の議長につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、今井会長には、引き続き会議の進行をお願いいたします。

【議長】 それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、報告第1号「平成13年度国民健康保険特別会計の決算状況について」と、報告第2号「平成14年度国民健康保険税の賦課状況について」でございますが、この2件につきましては、一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、報告第1号と報告第2号について、一括して説明させていただきます。

まず、資料の3頁をお開き願います。

国民健康保険の主な事業といたしましては、保険税の賦課徴収事務、医療費の給付事務、健康維持増進のための、人間ドックの実施などです。

ご参考までに、13年度末の被保険者等の加入状況を申し上げますと、加入世帯数は7万7,216世帯で、本市世帯数17万1,977世帯に占める割合は、44.9%です。

また、被保険者数は、15万2,118人で、本市人口44万3,404人に占める割合は、34.3%、このうち、老人保健の対象となる70歳以上の方は、加入者の23.6%にあたる3万5,833人です。

それでは、「報告第1号 平成13年度国民健康保険特別会計の決算状況について」

ご説明いたします。

まず、歳入で、5 款の国民健康保険税につきましては、予算現額 134 億 7 千万円余、保険税調定額 196 億 2 千 1 百万円余、収入済額 134 億 4 千 4 百万円余、歳入に占める構成比 45.1%、予算現額に対する収入率 99.8%、調定額に対する収入率 68.5%、不納欠損額 11 億 1 千 7 百万円余、収入未済額 50 億 6 千万円余です。

2 つ飛びまして、次に、15 款の国庫支出金につきましては、予算現額 99 億 8 千 6 百万円余、調定額 104 億 8 千 1 百万円余、収入済額も同額で、構成比は 35.2%、予算現額に対する収入率 105.0%です。主なものは、保険給付費（医療費）及び老人保健拠出金に対し、国が定率負担する保険給付等負担金と各保険者の財政力に応じて交付される財政調整交付金です。

次に 20 款の療養給付費交付金につきましては、予算現額 36 億 8 千 9 百万円余、調定額 36 億 3 千 2 百万円余、収入済額は同額で、構成比は 12.2%です。これは、退職者医療制度に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。これら、3 科目で、歳入総額の、92.5%を占めています。

次に、40 款の繰入金についてであります。予算現額 24 億円余、調定額 14 億 8 千 2 百万円余、収入済額も同額です。これは、一般会計からの繰入金で、その内訳は、保険税軽減に対する国民健康保険基盤安定繰入金 5 億 4 千 5 百万円余、及び職員給与費、出産育児一時金の助成、納税組合・前納報奨金等に対する、その他一般会計繰入金 9 億 3 千 6 百万円余が主なものです。

以上歳入合計が予算現額 302 億 3 千 1 百万円余、調定額 359 億 8 千 1 百万円余に対し、収入済額が 298 億 4 百万円余で、前年度収入済額に対する比率は、103.4%です。

一方、歳出でございますが、これも主なもののみ説明させていただきます。

まず、10 款の保険給付費につきましては、予算現額 190 億 9 千 7 百万円余、支出済



額 183 億 7 千 6 百万円余で、構成比は 62.5%前年度支出済額に対する比率は、101.6%です。これは、被保険者の疾病等に対する医療給付等です。

次に、15 款の老人保健拠出金につきましては、予算現額 83 億 6 千 5 百万円余、支出済額も同額で、構成比 28.4%、前年度支出済額に対する比率は、111.3%です。これは、老人医療に要する費用のうち、一部を市が社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものです。

次に、17 款の介護納付金につきましては、予算現額 15 億 7 千 1 百万円余、支出済額も同額で、構成比 5.3%です。これは、平成 12 年度から始めました介護保険制度に要する費用として、「介護保険第 2 号被保険者分」を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものです。これら 3 科目で、歳出総額の、96.2%を占めています。

以上、歳出合計予算現額 302 億 3 千 1 百万円余、支出済額 294 億 5 百万円余で、予算現額に対する支出率は、97.3%、前年度支出済額に対する比率は、105.2%となっております。

これで、決算状況の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、皆様お持ちの資料の後半部分、11 頁のほうに参考資料ということで載せてございますので、後ほど参考にさせていただければと思います。

また、戻りまして、4 頁でございます。給付基金について、ご説明いたします。

まず、「2」の算出基礎です。歳入総額 298 億 406 万円余から歳出総額 294 億 580 万円余を差し引いた 3 億 9 千 825 万円余が「1」の収支剰余金となります。

次に、収支剰余金の処分についてであります。

「3」にありますように、平成 14 年度に繰り越すべき額 2 億 1,025 万円余を除いた 1 億 8 千 800 万円余が基金に積み立てる金額になります。この頁の下になりますが、今までの基金残高が 24 億 8 千 182 万円余に、1 億 8 千 800 万円余を積み立てますと、

26億6千982万円余が、現在の基金保有高となります。

次の頁をお開き願います。保険税の収納対策についてご説明いたします。

まず、(1)の収納率の推移でございますが、表の一番下の欄、合計欄をご覧ください。3年分の比較ですが、11年度1.4%減、12年度が9年ぶりにプラスに転じまして、0.8%の増、13年度も1.0%のプラスとなっておりますが、滞納繰越分を合わせた合計では、68.5%と極めて低い数字となっております。この数字は、大変重い数字でございます。今後とも、全課一丸となりまして、収納率向上のため努力してまいりますのでございます。

次に(2)の収納率低迷の要因でございます。いろいろあるかと存じますが、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

次に(3)の収納対策についてですが、6頁をご覧くださいと存じます。

これまでの取り組みということでございますが、まず、滞納が発生いたしますと督促状を送いたしますが、これだけで納まらない方には夜間、休日の電話催告、また、連絡がつかない場合には、夜間、休日の臨戸訪問を行うこととなります。この間には、文書催告なども随時行っておりまして、さらに厳しい措置といたしまして、差押予告通知なども出しているところでございます。また、国保独特の取組みでございますが、保険証の更新時期に催告等を行っているところでございます。さらに、滞納処分も、差押えや参加差押等も行っております。

平成11年度から市税等収納対策本部という組織が立ち上がっておりまして、助役が本部長ということで、例年11月から12月、1月から2月にかけてまして、国保だけでなく全庁的に納付相談等を行っているところであります。

平成14年度につきましては、一般市税とともに口座振替の推進に取り組んでおりまして、これは、口座振替にいただいた方に、バスカードや温泉券などの粗品を

進呈する取組みで、口座振替率を向上させようとするもので、現在は約 33%でございますが、今後 5 年間で、振替率を 50%とすることを努力目標としております。今年度は、初年度ということで、できるだけ 40%に近づけたいと思っております。

次の頁でございますが、中核市 30 市の収納状況の一覧となっております、このうち網掛けの部分が税方式を採用している市でございます。中核市全体としては、保険料方式を採用している市のほうが多い状況でございます。

次の頁でございますが、県内 12 市の収納状況でございます。日光市以外の全ての市が保険税方式を採用しております。

資料の説明につきましては、以上のとおりでございます。

次に「報告第 2 号 平成 14 年度国民健康保険税の賦課状況について」をご説明いたします。

9 ページでございます。比較させていただく意味から、14 年度分だけでなく、3 カ年を載せてございます。まず、世帯数、被保険者の状況から申し上げますが、とらえる時期が賦課時期になっておりますので、決算の数字とは多少違いますことをまずお断り申し上げます。

まず世帯数ですが、介護分のみはございませんので、医療分の数で報告いたしますが、12 年度より 13 年度は 2,484 世帯の増、率では、3.4%、13 年度より 14 年度は、3,347 世帯の増、率では、4.5%増加しております。同じく被保険者数では、12 年度より 13 年度は 3,572 人の増、13 年度より 14 年度は、5,870 人増加しております。

この要因といたしましては、ひとくくりでは申し上げられませんが、民間企業のリストラ、倒産などによる失業者の増加によりまして、社会保険から国民健康保険への加入者が増加しているというふうを受け止めております。従いまして、今後ますます国民健康保険の被保険者は増加していくものと思っております。

次に、税率でございます。介護分については、平成12年度に介護制度ができてから、所得割、資産割、均等割、平等割、賦課限度額、いずれも同率・同額でございます。賦課内容につきましては資料のとおりでございます。

また、医療分につきましても、この資料では、掲載しきれておりませんが、平成7年度から税率の変更はございません。所得割、資産割、均等割、平等割、いずれも同じでございますが、賦課限度額については、平成9年度に50万円から52万円に引き上げた経緯がございます。

次に、保険税の賦課額ですが、被保険者の伸び率に比して少なくなっております。これは、一概には申せませんが、元々の国保加入者の所得が伸びていないことや、新規加入者についても低所得者の割合が多い、ということが推測できるかと存じます。

表の最下段になりますが、1世帯当たりの調定額、1人当たりの調定額につきましても、減少の傾向でございます。

なお、10頁の資料については、説明を省略させていただきます。

以上で、大変雑ぱくではございますが、報告第1号と報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【議長】 それでは、事務局の説明が以上で終わりましたので、皆様方のご意見、ご質問等をお願いいたします。

【天目委員】 保険料と保険税の両方があるようですが、資料を見ると保険税の収納率が悪いようなのですが、保険料と保険税の違いについて簡単に教えていただきたい。

【事務局】 国の指導では「料」の方が望ましいとされておりますが、法律で「税」方式も認められていることもあり、宇都宮市では当初から「税」方式を採用しております。

「税」と「料」の違いについては、「料」は時効が3年、「税」は5年で、公租公課につきましても「税」の方が収納の優先順位が1ランク上でございまして、全国

3,250 ほどの地方自治体のうち、3,000 を超える自治体が税方式をとっておりますが、政令指定市など大都市については、そのほとんどが保険料方式をとっております。

【天目委員】 非常によくわかりました。ありがとうございました。

次に、資料の中で、予算額と収入済額はほぼ同じ額なのですが、調定額とは少し開きがあるようなので、この調定額について、わかりやすく教えていただけますか。

【事務局】 調定額は、本来徴収すべき金額ということなのですが、実際にはその全てを徴収できていないために、この調定額と収入済額との間に開きがあるということが、大きな悩みとなっているところであります。

【福田委員】 収納率がなかなか上がらないということで、市のほうでも、その対策のために口座振替を推進していくとのことですが、この粗品の予算はどこからでているのか、また、どの所得階層の収納率が悪いのか、その傾向のデータがあれば、教えてください。

【事務局】 先程お話しいたしましたとおり、今年度から、一般市税の収納を担当いたします主税課と共同で、バスカード等を配布しております。これには条件がございまして、口座振替を申し込んでから、必ず1期か2期の引き落としがされて、それを確認してから配布することになっておりまして、バスカードにつきましては、500円券を2枚ですが、温泉券とともに引換券方式になっておりまして、該当者には引換券を送付いたしまして、本人にどちらかと引き換えていただくという方法をとっております。

そして、これらの予算措置についてですが、他の市税と合わせて実施ということなので、一般会計予算で行うということになっております。

また、滞納者の傾向ということでございますが、一概には申し上げられませんが、やはり単身や低所得の世帯が多いということございまして、年間所得で申し上げますと、200万円以下の方が半数以上で、この階層の方たちの滞納が多いということで

ございます。

【福田委員】 続けて伺いますが、納税できない方にはそれなりの措置をとるということで、資格者証や短期証を発行する人たちが増えてきているのではないかと思います、それらの数はどうなっているのでしょうか。

【事務局】 当方といたしましても、やむなく資格者証や短期証を発行しているところですが、資格証明書は、平成13年度が2,517世帯、同じく短期証は、平成13年度から2種類になりまして、3ヶ月証が877世帯、6ヶ月証が2,885世帯で合計3,762世帯でございます。これは、更新時の10月1日現在の数字でございます、その後は変動がございます。

【福田委員】 前年の平成12年度については、いかがでしょうか。

【事務局】 平成12年度は、資格者証が1,168世帯、短期証は平成12年度の6ヶ月証が4,454世帯でございます。

【福田委員】 短期証の場合には、とりあえず保険証と同じ額でお医者様にかかれますが、資格者証の場合は、自分で全額を負担しなければならないということで、今の話を総合してみると、所得の低い方が税を払えなくて資格者証になり、お医者様にもかかれないという気がします。

それで、もうひとつ伺いたいのは、資格者証発行について、県内あるいは他の中核市との比較で、他の都市もこんなに増えているのでしょうか。

【事務局】 本市ばかりでなく、今まで行っていなかった市町村もございましたが、国等の指導によりまして、県内ではほとんど全ての自治体で行っております。いままで行っていたところも数が増えているようですが、増える割合が本市と比べてどうかということまでは、調べておりませんが、いずれの市町村でも増加傾向にあると聞いております。

【福田委員】 法律の関係でやむなくというの分かりますし、財政状況も非常に苦しいということで、市が板ばさみになっているという状況にあるということがうかがい知れるのですが、市によっては、資格者証をなるべく発行しないようにする努力をしていると聞いております。そして、短期証にして、少しでもお医者様にかかれるようにしているところもあるようです。これから健康保険法が変わりますが、市としてはどのようなスタンスでおられるのか伺います。

【事務局】 国保制度を預かる立場といたしましては、国民健康保険制度が崩壊してしまつては、全ての人に迷惑がかかるということで、資格者証、短期証につきましても、やむなく交付しているというのが実態でございます。国保税も、所得が少なければ少ないなりの課税になっておりますので、その辺のところを、よくご理解いただければと考えております。

【議長】 厳しい財政状況であることはよく分かります。他にはございませんか。

【村田委員】 これは、保険税を納める側の立場として、各医療機関に対してのお願いなのですが、国保税の納税に対する納得を得られるよう、診療の明細のわかるような領収書を交付していただきたいのですが。

【議長】 事務局、いかがですか。

【事務局】 国、県のほうでもその点については考えているようでございますが、市では、そこまではお答えいたしかねます。

【議長】 今のことに関連して、医療機関の方、いかがでしょうか。

【中田（敏）委員】 単なる領収書ではなくなるようにしていることは事実ですので、将来的にはそのような方向になっていくものと思われまふ。

【議長】 そういう方向性にあるということ、医療機関の方から伺いました。他にはございませんか。

【福田委員】 基金について伺いたいのですが、法令等で決められている額はどのくらいなのでしょうか。また、宇都宮市は他都市と比較して、どうなのでしょうか。

【事務局】 壬生町などでは、予算の30%くらいあると伺っております。本市といたしましては、予算額の10%に当たります30億円程度は持ちたいと考えておりますが、国で定めた基準というものは、特にございません。

【議長】 他にご意見、ご質問はございませんか。

ないようですので、報告第1号と報告第2号は、原案通り承認することとしたいと思いますでしょうか。

【委員】（「異議なし」との発言あり）

【議長】 ありがとうございます。異議なしとの発言がありましたので、本案は原案通り承認することといたします。

次に「その他」といたしまして、事務局から、今国会において成立した健康保険法の一部改正についての説明を求めます。

【事務局】 それでは、11頁をお開きください。これは先の通常国会で成立したばかりでございまして、大きく分けまして、10月実施のものと、来年の4月実施の2通りでございまして、まず、10月実施のものでございまして、始めに、老人保健対象者は、今までですと70歳以上でしたが、75歳までが国保対象となり、75歳以上が老人保健対象となるわけでございます。これは5年の経過措置を設けております。

次に3歳未満乳幼児の一部負担金割合を3割から2割にするということでございまして、本市の場合では、実質的には、償還払い等制度の部分はございまして、6歳未満については、負担の変化はありませんので、健康課とのやりとりだけになるものと思われまして。

次の、高額療養費の自己負担が見直しになるということでございまして、限度額が



いくらか増えますので、患者の負担がいくらか増えますが、例えば、費用額で100万円ほどかかった場合は、今までは、だいたい63,600円程度でしたが、それが7万円を少し超えるということでございます。ですから、それほど大きく自己負担が増えるということではございません。

次に70歳以上の患者さんの自己負担の定率化ということでございますが、今までは、概ね1割負担でありましたが、高額所得者等については2割負担であったということでしたが、これからは、一律1割負担ということになります。以上が10月からのものでございます。

来年の4月からのものは、これが新聞等で一番大きく載っておりますサラリーマン等被用者保険に入っている方の自己負担が2割から3割になるということにして、1割の負担増ということになります。

また、保険料の徴収についてでございますが、今までは、基本給に応じまして保険料の額が決まっておりましたが、これを総収入に変更した上に、保険料そのものも上がるということでございます。それに、政管健保から国保に移った方のうち、退職者医療制度の方についても、自己負担額が2割から3割になるということで、保険は全て3割負担になります。

以上が、今回の改正の主なものでございますが、この中に盛り込めなかったものもございまして、新たな高齢者医療の創設など今後も改正を予定しているということが、附則に盛り込まれております。

今回、改正されたものは、以上でございます。

【議長】 以上で、事務局の説明が終わりました。他に何かございませんか。

特にないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。

熱心なご討議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、国民健

康保険事業が円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

本日は、大変ご苦勞様でした。

【事務局】 以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(閉会 午後4時)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員

